平成２５年（フ）第１２９号
群馬県太田市大原町863番地１　かめやハイツ201号
債務者　田口　良枝
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２１６号
静岡県富士市水戸島本町７番34号　コーポラス石川201号
債務者　岡本　　泉
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５５０号
大阪府岸和田市松風町25番18号
債務者　田中　智和
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
大阪府岸和田市池尻町742番地の３、前住所大阪府岸和田市田治米町509番地の９
債務者　米盛　茂雄
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６１号
大阪府岸和田市池尻町742番地の３、前住所大阪府岸和田市田治米町509番地の９
債務者　米盛とみ子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６４号
大阪府泉佐野市上瓦屋289番地の２、前住所大阪府泉佐野市葵町２丁目８番７号
債務者　中村　耕司
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
大阪府貝塚市津田北町17番１―303号
債務者　板倉　晃志
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５７５号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20―６―404号
債務者　宮本　栄子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５８５号
大阪府泉佐野市長滝2099番地　長滝第一住宅９―304
債務者　稲次　敬則
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５８７号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅25棟507号
債務者　鍛治屋　努
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５８８号
大阪府泉大津市東助松町１丁目13番17号北野荘71号、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番７―1201号
債務者　笹谷惣次郎
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５９３号
大阪府泉大津市要池住宅７番406号
債務者　山岡哲太郎
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
奈良市学園大和町５丁目769番地の１　サンパレス大神107号
債務者　詫間千恵子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０３号
奈良市大安寺７丁目９番25―３号
債務者　森井奈津子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２９２号
香川県高松市今里町１丁目13番地２　エマーユハイツ302
債務者　今井　信子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０号
福岡県みやま市高田町黒崎開60番地
債務者　小山　王起
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第７１号
福岡県大牟田市船津町274番地２
債務者　碇　　克利
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部